**面会について（お知らせ）**

**まん延防止等重点措置期間中の面会は，**

**ご自宅からのオンラインでの面会のみ受け付けます。**

**急な対応は出来かねます。予め，ご連絡をお願い致します。**

**以下，広島県ホームページより引用**

**まん延防止等重点措置**

**外出について（まん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず要請する内容）**

**県民の皆様への要請**

* 全県で外出をできるだけ削減してください。
* まん延防止の重点区域として要請している地域では、外出を半分にしてください。さらに20時以降の外出はしないでください。（通院・通勤・通学を除く）





